

屋根からの 落水雪事故を防ごう

例年、屋根からの落水雪により、各地で死傷事故が発生しています。

落水雪事故は気温が-3℃から+3℃程度のときに発生しやすいという特徴があります。建物の所有者や管理者は、早めに雪下ろしをするとともに事故防止に努めましょう。

また、歩行者は、軒下を通行するときは落水雪に十分注意し、各家庭でも軒下では子どもを

絶対遊ばせないようにしましょう。

- ①道路に屋根の雪が落ちるような建物には、雪止めをつけましょう
- ②屋根の雪・氷・つらは、早めに落としましょう
- ③落水雪や敷地内の雪を道路に出さないようにしましょう
- ④建物の壁や窓枠、突出看板などについた雪や氷は、少量でも除去するようにしましょう
- ⑤屋根の雪下ろしをするときは、転落防止の措置や軒下の歩行者にも十分注意しましょう

除雪・排雪作業にご協力を

町の除雪体制は、市街地の生活道路から始め、次に主要道路、その他の道路と順次作業を行い、歩道の除雪は、通学路を優先に行っています。

町道の確保のために、住宅前（間口）への雪の堆積や深夜から早朝にかけて除雪するケースが多く、騒音などでご迷惑をおかけする場合がありますが、ご理解ください。

また、各家庭などで排雪される場合は、雪捨て場に指定されている穂波橋南側の旧実郷運動広場（主に小型車両による搬入）と穂波橋左岸下流河川敷地（主に大型車両による搬入）に捨ててください。

除雪作業には、皆様のご協力が必要です。次の点に注意しましょう。

- 路上駐車は絶対にやめましょう！
- 各家庭や店舗前の雪処理にご協力をお願いします！
- 車道への雪出しはやめましょう！
- 危険ですので除雪作業車両には近づかないでください！
- 排雪作業を円滑に進めるため、作業機械には絶対に近寄らないでください。住宅敷地内からの雪出しも危険ですので、やめましょう！



漁港管理条例が変わります

漁港の利用規制が平成29年4月1日から変わり、漁港内での遊泳が禁止になります。

○北海道漁港管理条例

漁港の区域内には、遊泳（潜水を含む）を規制する「遊泳禁止区域」が指定されます。

平成29年4月1日から遊泳禁止区域内での遊泳は禁止です。違反をした者は、5万円以下の罰金が処せられることがあります。

詳しくは、漁港内に設置の規制看板（右写真）をご覧ください。

- 問合せ オホーツク総合振興局産業振興部水産課
(☎ 0152-41-0657)



新長寿会館の建設には宝くじの助成金が使われています

訓子府町内会連絡協議会により建設された新長寿会館は、1月13日にオープンして以来、地域コミュニティの拠点施設として、有効に活用されています。

建設には、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の助成金が使われています。この事業は、同センターが宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に実施しているものです。

今後、新長寿会館の活用により、コミュニティ活動がより一層、活発になることが期待されます。

※長寿会館は、町民の皆さんが自由に利用できる施設ですので、どうぞ気軽に利用してください。

なお、利用する場合は訓子府町内会連絡協議会まで連絡してください。



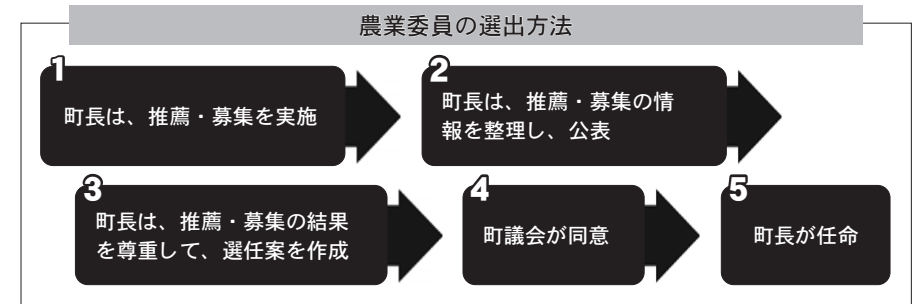
■問合せ 訓子府町内会連絡協議会事務局 (☎ 47-2203 役場町民課内)

農業委員会などに関する法律の改正に伴う新制度のお知らせ

■農業委員の選出方法の変更

今回の改正では、従前の公選制が廃止され、町長の任命により、選任することになりました。（農業委員会等に関する法律第8条第1項）

その際、町長は農業委員の任命を行うにあたり、農業者や農業者が組織する団体、その他関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者の募集をし、結果を公表・尊重することとされました。（農業委員会等に関する法律第9条）



■農業委員の任命までのスケジュール（予定）

- 農業委員候補者の推薦・募集受け付けは、平成29年3月1日(水)～31日(金)
新たな農業委員候補者の推薦・募集を3月1日(水)から31日(金)まで行う予定です。推薦・募集の開始にあたり、町広報紙および町ホームページで周知します。
また、推薦・募集の状況・結果については、町ホームページで公表します。
- 農業委員の任命は、平成29年7月
農業委員候補者に推薦された方、または応募された方の中から、選任予定者を町長が議会へ提案し、同意を得たうえで新たな農業委員の任命を行います。

■問合せ 農業委員会事務局 (☎ 47-2204 役場2階 窓口2番)